

令和8年10月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガストーチに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うちガストーチ 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 18 件
（うちプロジェクター 1 件、照明器具（センサー付） 1 件、
ディスプレイ 1 件、電動車いす（ハンドル形） 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 7 件、ノートパソコン 1 件、照明器具 1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用） 3 件、
携帯電話機（スマートフォン） 1 件、充電器 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600748	令和8年8月12日	令和8年10月8日	プロジェクター	火災	異音及び異臭に気付き確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月28日
A202600749	令和8年9月9日	令和8年10月8日	照明器具(センサー付)	火災	公共施設で異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	島根県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月10日
A202600750	令和8年9月15日	令和8年10月8日	ディスプレイ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から25年以上経過した製品
A202600751	令和8年8月30日	令和8年10月8日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	当該製品で農道を走行中、道から外れて水田に転落し、搬送先の病院で死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月3日
A202600752	令和8年9月14日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	電車内で当該製品をバッグに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月29日
A202600754	令和8年9月5日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月6日
A202600755	令和8年9月12日	令和8年10月8日	ノートパソコン	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月6日
A202600756	令和8年9月22日	令和8年10月8日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600757	令和8年9月3日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和8年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意